

○宝塚市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第48号

注 平成12年9月25日規則第66号から条文注記入る。

改正 平成12年9月25日規則第66号

平成13年3月30日規則第41号

平成15年3月31日規則第16号

平成16年3月31日規則第12号

平成16年6月29日規則第35号

平成17年3月31日規則第34号

平成17年7月26日規則第56号

平成18年3月30日規則第5号

平成20年3月31日規則第18号

平成21年3月31日規則第11号

平成24年3月30日規則第21号

平成27年3月31日規則第26号

平成27年6月30日規則第45号

平成28年2月8日規則第1号

平成29年3月31日規則第8号

平成30年3月30日規則第19号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(介護認定審査会の合議体)

第2条 本市における介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第9条第1項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の数は、24とする。

2 合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

3 合議体の長は、当該合議体を代表し、その会務を総理する。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議は、各合議体の長がそれぞれ招集する。

(平12規則66・平16規則12・平18規則5・平24規則21・平28規則1・一部改正)

(庶務)

第3条 介護認定審査会の庶務は、介護保険課で行う。

(介護認定審査会に係る施行細目の委任)

第4条 政令及び前2条に定めるもののほか、介護認定審査会の運営に関し必要な事項は、介護認定審査会の会長が定める。

(被保険者証)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被保険者証は、無効とする。

(1) 被保険者証を亡失し、又は損傷した旨の届出があった場合

(2) 被保険者証を返還することができないことが明らかである場合

(3) 被保険者証が不正に使用されるおそれがある場合

(平18規則5・一部改正)

(特例居宅介護サービス費等の額)

第6条 法第42条第3項の特例居宅介護サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

2 法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

3 法第47条第3項の特例居宅介護サービス計画費の額は、同項に規定する基準の額とする。

4 法第49条第2項の特例施設介護サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

5 法第51条の4第2項の特例特定入所者介護サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

6 法第54条第3項の特例介護予防サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

7 法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

8 法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、同項に規定する基準の額とする。

9 法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同項に規定する基準の額とする。

(平18規則5・平20規則18・平24規則21・平27規則26・一部改正)

(居宅介護サービス費等の支給の申請)

第7条 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域

密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費、法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費、法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費又は法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費（以下「居宅介護サービス費等」という。）の支給を受けようとする被保険者は、居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書に、居宅サービス等（法第23条第1項に規定する居宅サービス等をいう。）に要した費用の額を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、法第41条第7項、第42条の2第7項、第46条第5項、第48条第5項、第51条の3第5項、第53条第5項、第54条の2第7項、第58条第5項又は第61条の3第5項の規定が適用される場合は、この限りでない。

- 2 市長は、居宅介護サービス費等の支給を決定したときは、その旨を、不支給を決定したときは、理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平18規則5・平20規則18・平24規則21・平30規則19・一部改正）

（福祉用具購入費の支給）

第8条 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第71条又は第90条の規定により支給申請をしたときは、市長は、これらの福祉用具購入費の支給又は不支給を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、支給を決定したときはその旨を、不支給を決定したときは理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平18規則5・一部改正）

（住宅改修費の支給）

第9条 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けようとする被保険者が、省令第75条又は第94条の規定により支給申請したときは、市長は、これらの住宅改修費の支給又は不支給を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、支給を決定したときはその旨を、不支給を決定したときは理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平18規則5・一部改正）

（居宅介護サービス費等の額の特例等）

第10条 条例第4条第1項に規定する市が定める割合及び条例第5条第1項に規定する市が定める割合は、別表第1に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。

- 2 条例第4条第2項に規定する市が定める割合及び条例第5条第2項に規定する市が定める割合は、別表第1の2に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。
- 3 条例第4条第3項に規定する市が定める割合及び条例第5条第3項に規定する市が定める割合は、別表第1の3に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。
- 4 前3項の適用を受けようとする被保険者は、居宅介護サービス費等特例申請書に省令第83条第1項各号又は第97条第1項各号で定める特別の事情があることを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があった場合において、法第50条第1項から第3項まで又は第60条第1項から第3項までの規定の適用を決定したときは、その旨を通知するとともに、介護保険利用者負担額減額・免除認定証を交付するものとする。
- 6 市長は、第4項の申請があった場合において、法第50条第1項から第3項まで又は第60条第1項から第3項までの規定の不適用を決定したときは、理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平27規則26・平30規則19・一部改正）

（市特別給付の支給対象者）

第11条 条例第6条第1項の規則で定める要介護被保険者及び居宅要支援被保険者は、次に掲げる期間又は時間帯を除き、市が指定する事業者（以下「市特別給付指定事業者」という。）から配食サービスを受けた者とする。

- （1）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院に入院している期間
- （2）法第8条に規定するサービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）及び法第8条の2に規定するサービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を受けている時間帯
- （3）法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業を利用している時間帯
- （4）省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護を受

けている時間帯

(5) 前各号に掲げる期間又は時間帯のほか、市長が配食サービス費等の支給の必要がないと認める期間又は時間帯

2 条例第6条第1項に規定する特例配食サービス費とは、市特別給付受給者（同項に規定する市特別給付受給者をいう。以下同じ。）が、当該市特別給付受給者に係る要介護認定又は要支援認定がなされた日前に、配食サービスを受けた場合において、市長が必要と認めるときに支給する配食サービス費をいう。

（平17規則56・平18規則5・平24規則21・平27規則26・平29規則8・一部改正）

（市特別給付指定事業者）

第12条 前条第1項に規定する市特別給付指定事業者の要件については、別に市長が定める。

（市特別給付の額）

第13条 条例第6条第2項の規則で定める配食サービス費等の額は、400円とする。

（市特別給付の支給限度額）

第14条 条例第7条第1項の規則で定める支給限度基準額は、前条の額に当該被保険者に係る要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間の日数に2を乗じて得た数を乗じて得た額とする。

（平15規則16・平27規則26・一部改正）

（配食サービス費等の支給）

第15条 市は、配食サービス費等（条例第6条第1項に規定する配食サービス費等をいう。以下同じ。）を、当該市特別給付受給者に対し支給すべき限度において、当該市特別給付受給者に代わり、市特別給付指定事業者に支払うことができる。

2 前項の支払があったときは、市特別給付受給者に対し、配食サービス費等の支給があったものとみなす。

（平29規則8・一部改正）

（市特別給付の額の特例）

第16条 条例第8条各項の災害その他規則で定める特別の事情は、省令第83条第1項各号又は第97条第1項各号に掲げるものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める割合は、別表第1に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。

3 条例第8条第2項の規則で定める割合は、別表第1の2に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。

4 条例第8条第3項の規則で定める割合は、別表第1の3に掲げる特別の事情の区分に応じ、同表給付割合の欄に定める割合とする。

5 第10条第4項から第6項までの規定は、市特別給付の額の特例について準用する。

（平27規則26・平30規則19・一部改正）

（高額介護サービス費等の支給通知）

第17条 市長は、省令第83条の4の規定により高額介護サービス費又は省令第97条の2の規定により高額介護予防サービス費の支給申請が被保険者からなされた場合において、支給の決定をしたときはその旨を、不支給の決定をしたときは理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平18規則5・平21規則11・一部改正）

（高額医療合算介護サービス費等の支給通知）

第17条の2 市長は、省令第83条の4の4の規定により高額医療合算介護サービス費又は省令第97条の2の2の規定により高額医療合算介護予防サービス費の支給申請が被保険者からなされた場合において、支給の決定をしたときはその旨を、不支給の決定をしたときは理由を付してその旨を当該被保険者に通知するものとする。

（平21規則11・追加、平27規則26・一部改正）

（支払方法変更の記載の消除）

第18条 法第66条第3項（条例第9条において準用する場合を含む。）により、支払方法変更の記載の消除を受けようとする被保険者は、介護保険支払方法変更終了申請書を市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（一時差止の記載の消除）

第19条 法第68条第2項（条例第9条において準用する場合を含む。）により、保険給付差止の記載の消除を受けようとする被保険者は、介護保険給付差止終了申請書を市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（介護給付額減額の記載の消除）

第20条 法第69条第2項（条例第9条において準用する場合を含む。）により、給付額減額等の記載の消除を受けようとする被保険者は、介護保険給付額減額等終了申請書を市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

（第三者行為による給付事由発生の届出）

第21条 第三者の行為によって、被保険者に給付事由が生じた場合には、当該被保険者は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（納期限後に納付する保険料に係る延滞金等の減免）

第22条 条例第14条ただし書及び第15条第3項に規定する理由とは、宝塚市延滞金等徴収条例施行規則（昭和41年規則第19号）第3条各号に規定する理由とする。

（保険料の減免）

第23条 市長は、条例第17条第2項に規定する保険料の減免申請書を受けたときは、内容を審査し、保険料を減免することを決定したときはその旨を、減免しないことを決定したときは理由を付してその旨を保険料の納付義務者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、保険料を減免することを決定するときは、別表第2の基準により、当該減免額を定めるものとする。

（平13規則41・一部改正）

（保険料の申告）

第24条 条例第18条に規定する申告については、介護保険申告書によって行わなければならない。

（収入状況等の報告）

第25条 市長は、法第203条の規定によるほか、保険給付、地域支援事業及び保険料について、必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯員の収入状況又は市民税の課税の有無について、当該被保険者、当該世帯員の雇用主その他関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市職員に必要な資料を閲覧させ、若しくは内容を記録させることを求めることができる。

（平30規則19・一部改正）

（身分証明書）

第26条 介護保険事務に従事する職員は、省令第165条の4第2号の2、同条第3号、同条第4号又は同条第7号に規定する介護保険検査証を携帯しなければならない。

2 介護保険料の徴収及び滞納処分事務に従事する職員は、介護保険徴収吏員証を携帯しなければならない。

（平16規則35・平21規則11・一部改正）

（過誤納金の取扱い）

第27条 保険料その他徴収金について、過誤納金があるときは、これを納付義務者に還付しなければならない。

ただし、当該納付義務者の未納徴収金がある場合には、これに充当する。

2 前項の措置を行った場合は、当該納付義務者に対し、介護保険料過誤納金還付通知書又は介護保険料過誤納金充当通知書を送付する。

（申請書等の様式）

第28条 申請書、諸届その他書類の様式については、法令に定めのあるもののほか、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（宝塚市介護認定審査会規則の廃止）

2 宝塚市介護認定審査会規則（平成11年規則第27号）は、廃止する。

（保険料の減免に係る特例）

3 条例第10条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの保険料の減免に関する別表第2の規定の適用については、同表条例第17条第1項第1号に該当する場合の項及び条例第17条第1項第5号に該当する場合の項中「2分の1」とあるのは、「100分の44.5」とする。

（平27規則45・追加、平29規則8・平30規則19・一部改正）

附 則（平成12年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第41号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第12号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料に係る減免について適用し、平成17年度までの年度分の保険料に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第18号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料に係る減免について適用し、平成20年度までの年度分の保険料に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第21号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料に係る減免について適用し、平成23年度までの年度分の保険料に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第26号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条、第11条第2項及び第17条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第10条及び第16条の改正規定、別表第1の次に1表を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成27年8月1日
- (3) 第11条第1項第6号から第12号までの改正規定 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に規定する政令で定める日
（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第10条の規定は、平成27年8月1日以後の居宅介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の給付割合について適用し、同日前の居宅介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の給付割合については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第16条の規定は、平成27年8月1日以後の配食サービスに係る配食サービス費等の給付割合について適用し、同日前の配食サービスに係る配食サービス費等の給付割合については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の別表第2の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料に係る減免について適用し、平成26年度までの年度分の保険料に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第45号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市介護保険規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の宝塚市介護保険規則の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料に係る減免について適用し、平成26年度までの年度分の保険料に係る減免については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第1号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第19号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中附則第3項の改正規定及び次項の規定 平成30年4月1日
（経過措置）
- 2 新規則附則第3項の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

別表第1（第10条、第16条関係）

（平30規則19・一部改正）

| 区分 | | 給付割合 |
|---|-------------------|----------|
| 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に掲げる特別の事情 | 損害の程度が3割以上5割未満のとき | 100分の95 |
| | 損害の程度が5割以上のとき | 100分の100 |
| 省令第83条第1項第2号から第4号まで又は第97条第1項第2号から第4号までに | | 100分の95 |

| | |
|----------|--|
| 掲げる特別の事情 | |
|----------|--|

備考 この表の区分のいずれにも該当するときは、給付割合の高い規定を適用する。
別表第1の2（第10条、第16条関係）
（平27規則26・追加、平30規則19・一部改正）

| 区分 | | 給付割合 |
|---|-------------------|----------|
| 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に掲げる特別の事情 | 損害の程度が3割以上5割未満のとき | 100分の90 |
| | 損害の程度が5割以上のとき | 100分の100 |
| 省令第83条第1項第2号から第4号まで又は第97条第1項第2号から第4号までに掲げる特別の事情 | | 100分の90 |

備考 この表の区分のいずれにも該当するときは、給付割合の高い規定を適用する。
別表第1の3（第10条、第16条関係）
（平30規則19・追加）

| 区分 | | 給付割合 |
|---|-------------------|----------|
| 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に掲げる特別の事情 | 損害の程度が3割以上5割未満のとき | 100分の85 |
| | 損害の程度が5割以上のとき | 100分の100 |
| 省令第83条第1項第2号から第4号まで又は第97条第1項第2号から第4号までに掲げる特別の事情 | | 100分の85 |

備考 この表の区分のいずれにも該当するときは、給付割合の高い規定を適用する。
別表第2（第23条関係）
（平13規則41・全改、平15規則16・一部改正、平16規則35・全改、平17規則34・平18規則5・平21規則11・平24規則21・平27規則26・一部改正）

| 減免事由 | 区分 | 減免額 | 減免対象 |
|------------------------------|--|---|---------------------------------|
| 条例第17条第1項第1号に該当する場合 | 災害等による損害を受けた資産の割合が3割以上5割未満であるとき。 | 右の保険料額の2分の1に相当する額 | 減免事由発生から1年以内に到来する納期に係る保険料額 |
| | 災害等による損害を受けた資産の割合が5割以上であるとき。 | 右の保険料額の全額 | 減免事由発生から1年以内に到来する納期に係る保険料額 |
| 条例第17条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する場合 | 条例第17条第1項第2号から第4号までに規定する事由のいずれかによって、生計を維持する者（保険料算定の基礎となった年分の所得金額が、600万円以下である者に限る。）の公的年金以外の収入がなくなった場合又はこれに準ずる状況に至った場合で、当該公的年金の年額を前年の所得であるとして、条例第10条の規定を適用したときにおいて、生計維持者本人又は世帯の第1号被保険者が同条第1号から第9号までのいずれかに該当するとき。 | 事由発生月（その月が当該年度の最初の月前のときは、当該年度の最初の月）から当該年度の最後の月までの月数に、当該年度分の保険料の額から、当該公的年金の年額を前年の所得であるとして条例第10条を適用して得た保険料の額を控除した額を12 | 事由発生月以後に到来する納期に係る申請日の属する年度の保険料額 |

| | | | |
|-----------------------------|---|---|--|
| | | で除して 得た額を 乗じて得 た額 | |
| 条例第17条第1 項第5号に該当 する場合 | 第1号被保険者が法第63条に規定する施設に1 月を超えて入所しているとき。 | 右の保険 料額の全 額 | 減免事由が発生した日の属 する月の翌月から当該減免 事由が消滅した日の属する 月の前月までの期間に係る 保険料額 |
| | 第1号被保険者が生活保護法（昭和25年法律第 144号）第6条第1項に規定する被保護者となっ た場合で、保険料の滞納があるとき。 | 右の市長 が相当と 認めた額 に市長が 相当と認 めた割合 を乗じて 得た額 | 滞納額のうち市長が相当と 認めた額 |
| | 第1号被保険者が政令第39条第1項第1号イ(1) に該当する老齢福祉年金受給者（保険料の賦課 期日の属する年度分の市町村民税を課される 者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日 の属する年度分の市町村民税を課される者の 扶養を受けている者を除く。）であり、かつ、 当該老齢福祉年金受給者が保険料の賦課期日 現在において属する世帯のすべての世帯員に ついて前年の収入金額の合計額が150万円（世 帯員の数が2以上である場合は、150万円に当 該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じ た額を加算して得た額）以下である場合であ って、資産などを活用してもなお生活が困窮し ている状態にあるとき。 | 右の保険 料額の2分 の1に相当 する額 | 申請日の属する年度の保険 料額 |
| | 第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該 当する者（保険料の賦課期日の属する年度分の 市町村民税を課される者と生計を共にする者 及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町 村民税を課される者の扶養を受けている者を 除く。）であり、かつ、その者が保険料の賦課 期日現在において属する世帯のすべての世帯 員について前年の収入金額の合計額が150万円 （世帯員の数が2以上である場合は、150万円に 当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗 じた額を加算して得た額）以下である場合であ って、資産などを活用してもなお生活が困窮し ている状態にあるとき。 | 右の保険 料額の3分 の1に相当 する額 | 申請日の属する年度の保険 料額 |
| | 第1号被保険者が政令第39条第1項第2号に規定 する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市 町村民税を課される者と生計を共にする者及 び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村 民税を課される者の扶養を受けている者を除 く。）であり、かつ、その者が保険料の賦課期 日現在において属する世帯のすべての世帯員 について前年の収入金額の合計額が125万円 （世帯員の数が2以上である場合は、125万円に 当該世帯員数から1を減じた数に35万円を乗 じた額を加算して得た額）以下である場合であ って、資産などを活用してもなお生活が困窮し ている状態にあるとき。 | 右の保険 料額の5分 の2に相当 する額 | 申請日の属する年度の保険 料額 |
| | 第1号被保険者が政令第39条第1項第1号ハに該 当する者（保険料の賦課期日の属する年度分の | 右の保険 料額の2分 | 申請日の属する年度の保険 料額 |

| | | |
|--|---------------------------|--------------------|
| 市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が80万円(世帯員の数が2以上である場合は、80万円に当該世帯員数から1を減じた数に20万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。 | の1に相当する額 | |
| 第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該当する者であり、かつ宝塚市高齢者特別給付金支給要綱又は宝塚市障害者特別給付金支給要綱に基づく給付金を受給しているとき。 | 右の保険料額の3分の1に相当する額 | 申請日の属する年度の保険料額 |
| 第1号被保険者が政令第39条第1項第3号イに該当する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、宝塚市高齢者特別給付金支給要綱又は宝塚市障害者特別給付金支給要綱に基づく給付金を受給しており、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円(世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。 | 右の保険料額の3分の2に相当する額 | 申請日の属する年度の保険料額 |
| 第1号被保険者が政令第39条第1項第1号ハに該当する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であり、かつ、宝塚市高齢者特別給付金支給要綱又は宝塚市障害者特別給付金支給要綱に基づく給付金を受給しており、かつ、その者が保険料の賦課期日現在において属する世帯のすべての世帯員について前年の収入金額の合計額が150万円(世帯員の数が2以上である場合は、150万円に当該世帯員数から1を減じた数に50万円を乗じた額を加算して得た額)以下である場合であって、資産などを活用してもなお生活が困窮している状態にあるとき。 | 右の保険料額の2分の1に相当する額 | 申請日の属する年度の保険料額 |
| この項のうち上記に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。 | 右の保険料額に市長が相当と認めた割合を乗じて得た額 | 市長が特に必要があると認めた保険料額 |

備考

- 1 所得金額には、譲渡所得、一時所得等の臨時的な所得を含まない。
- 2 2以上の減免事由に該当する場合には、減免額の高い規定のみを適用する。